

道路・公園って、 自治体で違うの？



普段利用している道路や公園は、いろいろなルール（基準）に従って作られています。

以前は、国が全国どこでも同じルールを決めていましたが、地方分権改革によって、自治体ごとにルールを作ることができるようになりました。

このパンフレットでは、自治体で作ったルールのうち、特色のあるルールを紹介します。

H26.2 全国知事会

歩行者が安全に通行できるように

歩道を作りたいけれど…

通学路などに歩道があると安全度が高まりますね。

でも、沿道に建物が並んでいたり、地形上の制約があったりして、国の基準である幅2m以上の歩道を作るのが難しい場所があります。

そこで、工夫しました

◎鹿児島県では、歩道の幅の最低基準をなくして、現地の状況に応じて幅を決めることができるようにすることで、歩道を整備しやすくしています。そのほかにも、国の基準より狭い幅で歩道を作れるようにした自治体がたくさんあります。

国の基準だと…？

歩道の幅が2メートル以上と決まっているので、その分用地を広げることが必要です。

鹿児島県だと…？

地形や沿道の状況などを考慮して、適切に歩道の広さを決めます。
(県道の構造の技術的基準等を定める条例)



◎福井県などでは、交通状況や沿道状況を見ながら、路肩を歩行者の通行空間として利用する場合に、路肩の幅を国の基準より広い幅で作るようにしました。

斜面地の道路を作りやすくしました！

斜面地に住む方も、緊急車両や介護車両が通れる道路が家の前まであれば安心ですよ。

斜面地に道路を作るときの問題

道路の勾配（坂の角度）の限度を国の基準で決まっている角度以内にしようとする、道路を大きく蛇行させる必要がある、今建っている家の移転が必要になったり、用地がたくさん必要になったりして、事業費・工期の面で問題がありました。

長崎市の取り組み

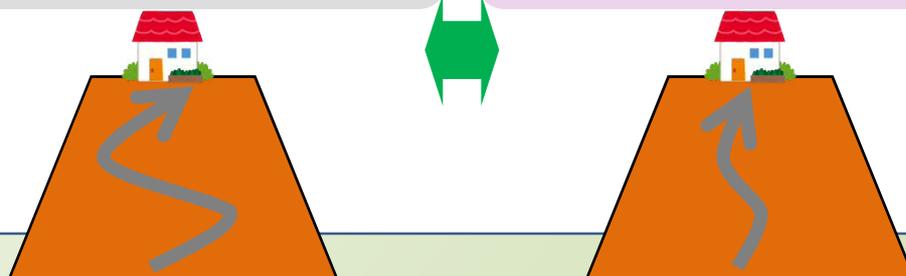
斜面地に住宅の多い長崎市では、斜面地での道路のニーズが多くあります。そこで、何とか道路を作りやすくできないか考え、独自に、勾配が少し急な道路を認めることで、斜面地で道路を作りやすくしました。（H25年度は3箇所事業中）

国の基準だと…？

勾配を抑えるために、大きく蛇行しなければならないので、道路用地がたくさん必要です。

長崎市だと…？

少し勾配がきついです、蛇行が小さくて済むので、道路が作りやすい。
(長崎市市道の構造の技術的基準を定める条例)



雪道を安全に！

雪が多い地方では、いろいろな雪によるトラブルがあります。

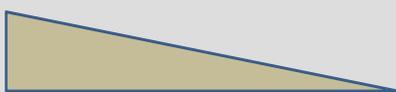
◎積雪・凍結時に坂道で自動車が立ち往生することがあります。

↳ 滋賀県では、積雪寒冷地の道路の勾配を原則5%以下にして、積雪時等でも自動車が走りやすいようにしました。



国の基準だと...？

勾配は、最大12%



滋賀県だと...？

勾配は、原則5%以下
(滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例)



◎除雪によって寄せられた雪のため、円滑な交通が妨げられる場合があります。

↳ 県内全域が豪雪地帯に指定されている山形県では、状況に応じて、路肩に堆雪幅(除雪によって寄せた雪を積んでおく場所)を確保して、車が安全に通行できる空間を作れるようにしました。

(山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例)



公園には、いろいろな機能があります！

その地域の事情に合った公園の機能を発揮できるように、公園内に作る建物の広さ(建築面積)について、自治体ごとに基準を定めることができるようになりました。

スポーツイベントの場として

群馬県では、大規模スポーツイベントで利用される運動施設を整備できるように、運動施設等の建築面積の特例値を高く(【国】10%→【県】15%)しました。

(群馬県立公園条例)

防災拠点として

東京都では、防災機能の強化を図るために、備蓄倉庫などの災害応急対策に必要な施設については、建築面積基準を緩和しました。

(東京都立公園条例)

にぎわいの場として

千葉市では、公園のにぎわい創出のため、大規模な公園等の建築面積基準を高くする(【国】2%→【市】5%)ことで、集客施設を作れる可能性を広げました。

(千葉市都市公園条例)

運動・レクリエーションの場として

鳥取県では、建築面積基準の特例値を低く(【国】30%→【県】10%)して、開放感あふれる公園のまま、ずっと維持できるようにしました。

(鳥取県都市公園条例)



地域に合った道路や公園が作れるようになったのは

- • • **「地方分権改革」** の成果です。

そもそも、地方分権改革ってどんなこと？

近年では、個人の価値観や、行政ニーズが多様化したため、今までのように国が全国一律にまとめて対応する方法では、住民の皆さんの要望に corres 応することが難しくなり、地域の実情に応じた、きめ細やかな対応が必要になってきました。

そのため、より多くのことが、国ではなく自治体において、地域の住民の方々の意思を反映して決定できる「地方分権改革」が進められるようになったのです。

どんなことに取り組んでるの？

- 今まで法律などで決めていた基準について、自治体が、国が示す基準を参考に するなどして、自分で基準を決められるようにする。
→自治体では、地域の状況などを考慮して、住民や専門家の意見も聞きながら、 適切な基準を定めます。その結果、国の基準で大丈夫と判断する自治体もあ りますし、国とは違う基準が必要と判断するところもあります。
- 国が行っている事務や権限を自治体に移譲したり、都道府県が行っている事務 や権限を市町村に移譲する。

…などがあります。

私たちの意見を反映するにはどうしたらいいの？

お住まいの自治体に直接相談したり、問い合わせをすることができます。
また、自治体が基準を決めたり、直したりするときは、条例を作ります。
条例を決めるときには、パブリックコメント（住民の皆さんの意見の募集）が 行われることが多いので、そこに意見を出すこともできます。

○地方分権改革についてご質問があれば、こちらへどうぞ。

全国知事会 調査第一部（地方分権改革推進本部）

東京都千代田区平河町2丁目6番3号 都道府県会館6階

TEL 03(5212)9206 FAX 03(5210)2020 E-mail bunken-07@nga.gr.jp

ホームページ <http://www.bunken.nga.gr.jp/kouhou/index.html>